

議事録



テーマ	大阪協会 平成29年11月理事会	No.	
日時	平成29年11月14日（火曜日）	19:00	～ 20:00
場所	大阪産業創造館 6階会議室		
出席者	参加 33クラブ （欠席 2クラブ）		
資料			

内 容

■ 協会長挨拶

・11月理事会のご出席、ご苦労様です。秋季大会は超大型台風の接近で中止としましたが、連盟会議で危機管理について報告があったので、後ほど説明いたします。

■ 議事に入る前に、協会秋季大会の賞品の授与を行った

■ 11月連盟常任理事会報告（協会長）

■ 全日本カレイ投げ釣り選手権大会について（事務局）

・先ほども協会長より報告がありましたが、要項をよく読んでトラブルのないよう注意してください、全体の参加数は、181クラブ・1,212名となっております。

■ 協会大物名人戦について（湯浅大物部長）

・参加申込数は、現時点では45名となっております、大物申請の本年締切日が12月10日までに釣られた分となっておりますので来月の申請時には注意してください。

■ 合同納竿大会について（事務局）

・参加申込数は、現時点では161名となっております、本日中に申込みを済ませて下さい。

■ その他

▲ 協会長より

・連盟の事故防止標語に応募していただいた大阪投友会の廣瀬さん、関西投友釣りクラブの澤田さんに参加賞が来ていますのでお渡しします。－拍手－

・行事中の事故 と法的責任（協会長）

11月の連盟会議の中で、表題の件について話がありましたので皆さんに報告します

連盟会議で配布資料された資料の抜粋

釣行中の事故は、自己責任だと言われる。しかし、これはプライベートの活動中です。また、組織が主催する行事中に起きた事故であっても、払うべき安全配慮義務(事故を予見し、回避する)を十分に果たしており、法的に過失は認められないとされたときも自己責任とされる。

それでは組織が安全配慮義務を怠り、不幸にも事故が発生した場合、誰がどのような法的責任(民事・刑事)を負うのか知っておくことは行事を執行する上で重要となります。

尚、事故を予見する状況は一律でないことから、実例として日本全体が暴風雨域であった10月22日の超大型台風21号(最大風速50m・死者8人・負傷者214人)を基に、保険会社ならびに弁護士の解説を受け、起こり得る事項をシミュレーションしてみました。

- ① 行事執行関係者は安全にプレイできる環境を構築する義務「安全配慮義務」があります。
- ② 行事執行関係者の安全配慮義務違反の度合いに(軽過失または重過失)によって罰則は分かれるが、いずれの場合も過失責任を問われます。

注:台風21号のケースでは、安全配慮義務を著しく果たしていないと判断されることから、重過失致死傷罪として刑事訴追を受ける可能性がある(弁護士)

- ③ 裁判によって重過失致死障害罪が確定した場合、釣り保険および主催者賠償保険は適用されない可能性が高い。

民事責任

・事故によって発生した損害について損害賠償請求されることである。民法709条では「故意または過失により事故が起きた場合の被害者に対する損害賠償責任を負う」とあります。

注:被害者家族は、行事執行関係者に対して、損害賠償を求めため、民事訴訟を起こす可能性がある。結果は被害者側の主張が認められる確率が極めて高い。

損害賠償の支払いとなった場合

- ① 被害者側に落ち度があったとき、過失相殺として賠償額を減額される。

注:台風21号では、明白に危険が予見されたにも関わらず釣行した被害者1には、5割程度の額を過失相殺される可能性がある。

- ② 主催者賠償保険が適用されなかった場合、過失相殺分の残り全額を行事関係役員が過失の割合に応じて負うことになる。
- ③ 団体は法人格を有しない任意のものであり、また、財産もないので賠償責任を負えない場合、個人に及んでくる。

訴追を構成する因果関係について

「社会通念上の地位に基づき反復継続しておこなう行為であって、生命身体に危険を生じ得るもの」また「その過失がなければ死傷するはずがなかった」という因果関係の存在が必要。

訴追の罪名と罰則

- ・業務上過失傷害罪30万円以下の罰金または科料(親告罪)
- ・業務上過失致死傷罪(刑法211条)5年以下の懲役または100万円以下の罰金

免責同意書

事故による責任は問わないと予め承して行事に参加していることで、行事執行部が事故の責任を問われないと考えるものです。しかし、人の生命、身体のように重大な権利に関し、予め一切の責任追及を放棄することは、行事執行部側に余りにも有利なものであるから、公序良俗(民法90条)に違反し、無効とされている。

注:免責同意書により事故の責任を回避しようとしても無駄ということになる。

教訓&対策

台風は天災であるが、注意義務を怠ると人災になりかねず行事関係役員には大きな責任が科せられることになる。以下は安全確保の指針です。

- ① ルールの厳守を徹底する(安全指導)
- ② 事故を防止する心構えをもった活動計画の立案と実行 (安全管理)
- ③ 危機を感じたらすぐに安全対策に立ち上がる
- ④ 最悪を想定し、活動の中止を恐れない
- ⑤ 地域の実情に応じた安全指導マニュアルを創り上げる

その他

- ・中止判断に個人的要素が加わり難しいシステムを講じておく。
- ・中止の場合、末端まで連絡が行き渡るシステムを講じておく。
- ・定めた中止連絡の以降に発生した事故の責任は負えない旨を規定しておく。

本部では、危機管理体制(リスクマネジメント)の整備として事故防止部長を責任者として事故防止規約の再点検および見直しなどを図る。

▲大物部より

- ・協会記録および日本記録の申請が出ています

魚名 コイチ 実寸法 56.2cm 魚拓寸法 58.4cm

釣日 平成29年11月6日 釣人 サーフ・スキッパーズ 桑島 誠氏

釣場 徳島県 徳島市 吉野川

- ・検寸の結果、協会記録として認定され、日本記録として連盟に申請する。

・協会への大物申請書のサイズですが今はB5サイズでお願いしていますが、A4サイズで申請してもらってもOKとします。スパーランクについては現行通りA4のみとします。

- ・ただし、大物・特別申請書とスパーランクの申請書とは分けて提出して下さい。